

性暴力をなくそう！ — 「いのちとこころ」 —

性被害にあった場合、多くの人がからだも心も深く傷つき誰にも言えず一人で苦しみます。

2017年、性犯罪に関する刑法が110年ぶりに改正されました。しかし、改正後も「抵抗できないほどの暴行や脅迫があったかどうか」について裁判で証明されなければ刑法上の罪に問えません。

世界では、多くの国が暴行・脅迫という要件をなくし、被害者の同意の有無のみに基づいて性犯罪としているなか、日本でも、「不同意の性交」は「犯罪」とすべき、という議論がなされています。

刑法の改正の必要性や、性暴力をなくすための取組みについて一緒に考えましょう。

日 時 2021年2月6日(土)13:30~16:00
会 場 合人杜ウェンディひと・まちプラザ
5 階 研修室A・B・C

(広島市まちづくり市民交流プラザ：広島市中区袋町6番36号)

参加費無料 どなたでも参加できます(*事前申し込み不要)



講 師 弁護士 寺本佳代(てらもとかよ)さん

略 歴

広島市出身 2007年弁護士登録

日本弁護士連合会 両性の平等委員会副委員長

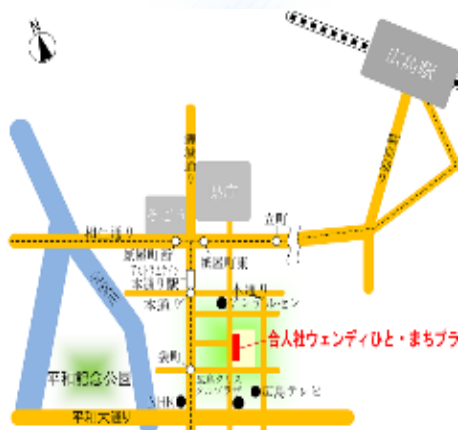
広島弁護士会 両性の平等委員会副委員長

NPO法人反貧困ネットワーク広島 事務局長

広島市男女共同参画審議会委員

広島市児童相談所配置弁護士

性被害ワンストップセンターひろしま協力弁護士



主 催：広島市女性団体連絡会議（ひろしまWENET）、広島市

問合せ：広島市市民局人権啓発部男女共同参画課

TEL 082-504-2108 FAX 082-504-2609

E-mail danjo@city.hiroshima.lg.jp

~~※託児(先着10人程度、6カ月～未就学児)を希望される方は、
2021年1月29日(金)までにお申し込みください。~~

~~(託児申込先：広島市男女共同参画課へ TEL 082-504-2108)~~

新型コロナウイルス感染拡大予防のため、マスクの着用をお願いします。

また、感染拡大状況によっては中止する場合があります。